

第4章 おわりに

第1節 基礎研究会の総括

1-1 見直し作業

普通課程における職業訓練基準の分野別見直しについて基礎研究会を開催し調査及び検討を行った。検討するにあたってアンケート調査及びヒアリング調査等を実施した。今回の基準見直し分野は平成21年度以降、2回目となるものであるが、改めて見直すことで新たに気付く見直し箇所も多かった。今回の見直し対象科は6分野37科である。その中には、実施している科がない又は1科～2科しかない科も多い。そのため、これまでほとんど見直しをおこなっていない科もある。そこで、こうした科についても出来る限りヒアリング調査を実施するなどして見直すこととした。ヒアリング調査では、アンケート結果とは一味違う率直な意見・要望を聴取することができた。特に、食肉加工科や日本料理科のように普段知る機会が少ない希少科については貴重なヒアリングとなった。

基礎研究会の委員については、認定校からの選出が難しいことから、今年度は都道府県の能力開発校等をお願いすることとした。各系の委員を2名ずつとしたが、食品加工系や調理系については、委員を選出せずにヒアリング調査によって見直しを行うこととした。系ごとに見直しを行ったが、印刷・製本系のように同じ系でも科の内容が大きく異なる場合にはヒアリングを行うこととした。

1-2 訓練の実施状況

多くの訓練施設では、訓練基準をベースに地域ニーズを取り入れた普通課程を実施している。普通課程を実施するメリットの一つとして技能照査に合格（技能士補）すれば技能検定の受験にあたって学科が免除される点大きい。特に認定校では、技能照査→技能検定2級→技能検定1級→職業訓練指導員免許取得を生涯の大きな目標としている場合も多い。技能検定職種がない食肉加工科（ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業の技能検定のみ）では、独自の認定制度をつくりモチベーションを高めている。

このほか、訓練基準を弾力的に活用した独自の訓練や期間を短縮した短期課程、普通課程の訓練期間を1年間延長して実施している施設、あるいは基準の科名ではなく地域に受け入れられやすい愛称を使用している等の施設も多い。いずれも職業訓練基準の弾力的運用によるものである。普通課程の基準で定めている教科目及び訓練時間は履修科目全体のおよそ6割である。残り約4割の教科目については各訓練施設が独自に設定している。そこで今年度は、委員が所属する科のカリキュラムと訓練の状況等を写真入りで紹介することとした。訓練基準の見直しと併せ、今後、設置科が多い訓練科については、使用している教科書や参考書等について調査することができれば、より有効な情報を提供できるものとする。

1-3 訓練の対象者

訓練基準の細目を検討するにあたり、訓練の対象者の区分（学歴区分）と訓練基準の関係がわかりにくいとの指摘があった。例えば、設備の細目で「高等学校卒業者等を対象とする実習場の方が中学校卒業者等を対象とするものよりも面積が狭いのはなぜか」、「30人あるいは50人ではなく20人や40人等を1訓練単位とする場合の面積比率や数量はどうなるか」といった質問も多い。そこで、**職業能力開発促進法施行規則第十条**で定めている「中学校卒業者等」や「高等学校卒業者等」をもとに訓練基準と対象者の関係及び1訓練単位の考え方等について考察した。

(1) 訓練対象者の定義

訓練の対象者については、職業能力開発促進法施行規則第十条（抜粋）で以下のよう定めている。

<p>中学校卒業者等：既卒者を含む中学校卒業者の他、中学校卒業者と同等以上の学力を有すると認められた者、すなわち外国において中学校の課程に相当する課程を修了した者。</p> <p>高等学校卒業者等：既卒者を含む高等学校卒業者の他、中学校卒業者等を対象とする普通課程を修了した者。その他、専修学校高等課程の修業年限3年以上の課程を修了した者、大学入学資格検定に合格した者、外国において高等学校の課程に相当する課程を修了した者等。</p>

一方、別表第二では訓練対象者を規定していない。訓練対象者については、職業訓練局長通達「職業訓練運用要領」の中で、「別表第二は、訓練の対象者が高等学校卒業者等を原則として定めている」としている。**表4-1**は、別表第二に示されている高等学校卒業者等を対象とした訓練期間一年の製版科の抜粋である。

表4-1 別表第二 製版科（抜粋）

訓練科		訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の範囲	教科	訓練期間及び訓練時間(単位は時間とする。)	設備	
訓練系	専攻科				種別	名称
二十四	製版科			訓練期間 一年 訓練時間 総時間 一、四〇〇	建物その他の 工作物	教室 実習場

(2) 訓練対象者と訓練期間

訓練期間については、**職業能力開発促進法施行規則第十条**で以下のように定めている。中学校卒業者等を対象とする普通課程の場合、訓練時間は二年（2, 800時間以上）となる

中学校卒業者等を対象とする場合は二年（2, 800時間以上）、高等学卒業者等を対象とする場合は一年（1, 400時間以上）とする。ただし、訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難い場合には、**中学校卒業者等**を対象とするときにあっては二年以上四年以下、**高等学校卒業者等**の場合は、一年以上三年（臨床検査科にあっては四年）以下の期間とすることができる。

(3) 訓練対象者と教科及び訓練時間

職業能力開発促進法施行規則第十条では、以下のように中学校卒業者等に対して普通学科を200時間以上行うことが定められている。また、専門学科については、高等学校卒業者等よりも60時間以上多く設定しなければならない。

中学校卒業者等を対象とする場合の普通学科（社会、体育、数学、物理、化学、国語等）の訓練時間は、200時間以上とし、かつ、専門学科の訓練時間より少ない時間数とすること。専門学科の訓練時間は、**中学校卒業者等**を対象とする場合にあっては、おおむね300時間以上、**高等学校卒業者等**を対象とする場合にあっては、おおむね240時間以上とすること。

(4) 訓練対象者と設備

設備の細目で、「高等学校卒業者等を対象とする実習場と中学校卒業者等を対象とする実習場の面積が異なるのはなぜか」といった疑問がある。**表4-2**は造園科の設備の細目である。別表第二によれば訓練期間は一年である。高等学校卒業者等は一年であるが中学校卒業者等は二年となる。教室や製図室の面積は、中学校卒業者等（2学年）も高等学校卒業者等（1学年）も同じであるが、これは2学年であっても学年ごとに交互に使うことが前提になっていると思われる。これに対し、中学校卒業者等（2学年）の実習場や更衣室等は2学年が同時に使うため高等学校卒業者等（1学年）よりも広く設定されている。これを高等学校卒業者等の欄から見ると中学校卒業者等よりも狭いことになる。そのため、上述したような疑問が生じるが実習場の面積は、訓練の対象者で定められているのではなく、その訓練期間の違いを考慮して定められている。そこで、造園科と機械加工科を例に、高等学校卒業者等と中学校卒業者等の実習場面積の比率を計算すると次のようになる。科によって面積の比率が異なっていることがわかる。

- ・造園科 屋外実習場（30人を1訓練単位）
 450 m^2 （高等学校卒業生等） \div 800 m^2 （中学校卒業生等） $= 0.6$
- ・機械加工科 実習場（30人を1訓練単位）
 625 m^2 （高等学校卒業生等） \div 900 m^2 （中学校卒業生等） $= 0.7$

表4-2 造園科の設備の細目（抜粋）

園芸サービス系造園科						
設備の細目						
種別	名称	摘要	数量			
			高等学校卒業生等		中学校卒業生等	
			30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合	30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合
建物その他の工作物	教室		60 m ²	100 m ²	60 m ²	100 m ²
	製図室		120 m ²	200 m ²	120 m ²	200 m ²
	屋内実習場		150 m ²	200 m ²	250 m ²	300 m ²
	屋外実習場		450 m ²	750 m ²	800 m ²	1,330 m ²
	温室	加温装置等を含む。	150 m ²	200 m ²	250 m ²	300 m ²
	工具室		17 m ²	23 m ²	25 m ²	30 m ²
	更衣室		15 m ²	22 m ²	25 m ²	38 m ²
	倉庫		50 m ²	83 m ²	90 m ²	120 m ²

表4-3は第二種自動車系自動車整備科の設備の細目である。第二種自動車系は当初から高等学校卒業生等を対象とする二年の訓練科である。そのため中学校卒業生等の面積は定められていない。■で示す実習場等の面積は、表4-4の中学校卒業生等を対象とする第一種自動車系自動車整備科の面積と同じである。これは、訓練期間すなわち、どちらも同じ2学年で実施することによるものである。また、第一種自動車系自動車整備科で、高等学校卒業生等（訓練期間一年）の訓練を実施する場合の面積は、中学校卒業生等の半分ではなく一定の比率としていることがわかる。

表4-3 第二種自動車系自動車整備科の設備の細目（抜粋）

第二種自動車系自動車整備科						
種別	名称	摘要	数量			
			高等学校卒業生等		中学校卒業生等	
			30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合	30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合
建物その他の工作物	教室		60 m ²	100 m ²		
	実習場		700 m ²	900 m ²		
	完成検査場		100 m ²	100 m ²		
	工具室		25 m ²	33 m ²		
	更衣室		25 m ²	38 m ²		

表4-4 第一種自動車系自動車整備科の設備の細目（抜粋）

第一種自動車系自動車整備科

種別	名称	摘要	数量			
			高等学校卒業者等		中学校卒業者等	
			30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合	30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合
建物その他の工作物	教室		60 m ²	100 m ²	60 m ²	100 m ²
	実習場		450 m ²	600 m ²	700 m ²	900 m ²
	完成検査場		100 m ²	100 m ²	100 m ²	100 m ²
	工具室		20 m ²	25 m ²	25 m ²	33 m ²
	更衣室		15 m ²	22 m ²	25 m ²	38 m ²

表4-5は、訓練期間が二年（別表第二）と定められている第二種情報処理系プログラム設計科の設備の細目である。実習場は、中学校卒業者等も高等学校卒業者等も同じ面積となっていることから同じ訓練期間（二年）であることがわかる。なお、高等学校卒業者等の更衣室面積は間違いではないかと思われる。しかし、第二種情報処理系は、そもそも第一種情報処理系をベースに高等学校卒業者等を対象とする訓練期間二年の訓練科として設定されたとすれば中学校卒業者等の欄の記載は第二種自動車整備科、理容科、美容科等と同様に削除すべきかどうか今後検討する必要があると思われる。

表4-5 第二種情報処理系プログラム設計科の設備の細目（抜粋）

第二種情報処理系プログラム設計科

種別	名称	摘要	数量			
			高等学校卒業者等		中学校卒業者等	
			30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合	30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合
建物その他の工作物	教室		60 m ²	100 m ²	60 m ²	100 m ²
	プログラム実習室	フリーアクセスフロア	240 m ²	360 m ²	240 m ²	360 m ²
	設計実習室	フリーアクセスフロア	120 m ²	180 m ²	120 m ²	180 m ²
	更衣室		15 m ²	22 m ²	25 m ²	35 m ²
	倉庫		20 m ²	30 m ²	20 m ²	30 m ²

(5) 訓練単位による実習場面積の比較

次に、30人を1訓練単位とする場合と50人を1訓練単位とする場合の面積を比較する。教室の場合は人数に比例した面積としているが、実習場の場合は機器の占有面積や使用状況等を考慮した比率としている。これらは、以下に示すように科によって異なっている。

- ・造園科（高等学校卒業者等1年）
屋外実習場 450 m^2 （30人） $\div 750\text{ m}^2$ （50人） $= 0.6$
- ・造園科（中学校卒業者等2年）
屋外実習場 800 m^2 （30人） $\div 1,330\text{ m}^2$ （50人） $= 0.6$
- ・機械加工科（高等学校卒業者等1年）
実習場 625 m^2 （30人） $\div 770\text{ m}^2$ （50人） $= 0.81$
- ・機械加工科（中学校卒業者等2年）
実習場 900 m^2 （30人） $\div 1,100\text{ m}^2$ （50人） $= 0.82$
- ・第一種自動車整備科（高等学校卒業者等1年）
実習場 450 m^2 （30人） $\div 600\text{ m}^2$ （50人） $= 0.75$
- ・第二種自動車整備科（高等学校卒業者等1年）
実習場 700 m^2 （30人） $\div 900\text{ m}^2$ （50人） $= 0.78$
- ・プログラム設計科（高等学校卒業者等2年）
プログラム実習室 240 m^2 （30人） $\div 360\text{ m}^2$ （50人） $= 0.67$

（6）訓練単位と設備

訓練基準では、30人若しくは50人を1訓練単位とする場合の機器台数や実習場面積等を示しているが、それ以下の訓練単位で実施する場合の台数及び面積は示されていない。機器の台数は、基本的には訓練定員に比例して整備されるが、実習場等の面積は、訓練定員に応じて一定の比率を乗じた面積としている。したがって、15人を1訓練単位とする実習場の面積は、30人を1訓練単位とする場合の半分ではなく、それ以上の面積としている。この具体的な比率は、国が都道府県立の能力開発校に補助金を支出する際に別途定めている。また、基準には表記されていない校長室や医務・保健室、会議室、教職員室については、別途定める面積が補助の対象となっている。なお、1訓練単位とは、1学年を1訓練単位とすることであり、1学年25人 \times 2学年 $=$ 50人であっても、1学年は25人であることから30人を1訓練単位とする設備基準から割り出された数量となる。

実習場等の面積は、機器の数量や大きさ等が変われば見直す必要がある。例えば、パソコンの台数を15台から30台に変更した場合は、実習場の面積も増やすのが一般的である。しかし、訓練施設において実習場の面積を拡張することは容易ではない。昨今、情報系以外でもパソコンを一人1台とする科が増えている。科によっては大型モニターをはじめ教示モニター等も必要となる場合もある一方、ノートパソコンでよい場合もある。パソコン関連機器と実習場の面積については、訓練の実施状況等を勘案して検討する必要がある。

(7) 対象者についてのまとめ

職業能力開発促進法施行規則第十条をもとに訓練基準と対象者の区分及び1訓練単位等について考察した。別表第二は必要な訓練を実施する際の最低限の基準を示すものであり学歴区分による表記はしていない。訓練対象者ごとの教科や設備等の詳細な基準については、厚生労働省の通達や基準の細目に照らし合わせて実施することになる。しかし、教科や技能照査の細目には学歴区分の表記はないが設備の細目には訓練対象者として中学校卒業者等と高等学校卒業者等による区分がある。実際は、学歴区分による違いではなく訓練期間による設備の基準を表記しているに過ぎないが誤解を生じやすい。例えば、中学校卒業者等を対象とした二年訓練と高等学校卒業者等を対象とする一年訓練を二年に延長して実施する訓練科の設備は同じと考えることができる。したがって、設備の細目に表記されている学歴区分については「訓練期間」等に置き換えて整理することが考えられる。

1-4 まとめ

別表第二に基づく教科・設備・技能照査の細目及び訓練基準に関連する事項について見直しと調査研究を行った。別表第二では、普通課程が実施すべき最低限の教科及び時間数を総訓練時間の約6割と定めている。残り約4割については、普通学科（中学校卒業者等を対象とする場合）や地域・時代に沿った教科を実施できるようにしている。一方、各自治体が行う職業訓練については、地域ニーズ等を勘案し、弾力的に実施できる。また、別表に基づく訓練科であっても、科の名称については、地域に受け入れられやすい愛称を使っている場合も多い。そうした中、設備の基準については、補助金の算定等で使われるため見直し等に関する要望も多い。基礎研究会の委員及びアンケート等からも設備に関する要望等をたくさんいただいた。そこで今回は、設備の細目を見直すとともに、訓練対象者の区分から見た設備の基準についても整理し考察した。情報関連機器及び実習場面積等については、普通課程であっても基本的には専門課程や応用課程と大きく変わることはない。

基礎研究会を通して、普通課程の現状と課題等を探ることができた。基準があっても設置されていない訓練科も多い。そうした訓練科の方向性について提言することはできなかったが、今後の検討が必要である。

1-5 謝辞

今年度は4回にわたる基礎研究会及び10施設のヒアリング調査をとおして多くの方々から基準の見直しに係る要望や意見をはじめ訓練の実施状況等についてお聞きすることができた。とくに稀少科を実施している認定校の方々からは職業訓練とりわけ技能照査や技能検定等にかける熱い意気込みを伺うことができた。ヒアリング調査に

ご協力いただいた都道府県の能開校及び認定校の関係者の方々に感謝申し上げます。また、基礎研究会の委員には4回にわたる研究会への出席のほか、ヒアリング調査にも参加していただいた。業務多忙な中、北海道や四国等の遠方にも関わらず本研究会に出席いただいた委員の方々及び所属施設長をはじめ関係者に感謝申し上げます。委員の方には多大なご負担をおかけしたにもかかわらず、「良い経験になった」「勉強になった」との感想をいただいた。現場の意見を国の訓練基準に反映させる使命と責任を感じられたのではないかと考える。最後に、アンケートやヒアリング調査及び写真提供等でご協力いただいた各職業訓練施設、また日ごろからご理解とご協力をいただいている各都道府県の職業能力開発主管課に厚く御礼申し上げます。

なお、訓練基準の見直しに携わった基礎研究会の委員からいただいた感想を以下に紹介する。

「2014 基礎研究会委員の感想」

- ・他県の先生と話す機会がほとんどなかったので、有意義で勉強になった。基準について余り中身までを深く考えていなかったもので、改めて考える時間をいただいた。
- ・これまで見直しがされてこなかった。今回の見直しで、よりよい訓練になればよいと思う。
- ・早くデジタル化しないと業界に置いていかれる。今回の見直しで、やっとデジタル化に対応した訓練基準になるのではないかな。
- ・指導現場では、これまで基準が古く時代に合っていない部分があって困っていた。今回の見直しが訓練基準に反映できればよい。
- ・現在、設備の更新時期が迫っているのでタイミング的にも大変ありがたい。
- ・委員同士で知り合いになれたことがよかった。今後も連絡を取り合いたい。
- ・他校のカリキュラム等を教えていただき非常に参考になった。
- ・基準の細目については理解していたつもりだったが自分の理解不足に気がついた。
- ・委員をさせていただき、非常に光栄でありありがたい。大変感謝する。
- ・同じ系でも科が違いとわからないことが多い。勉強になった。この経験を生かして指導していきたい。
- ・他県の人と話すことができ非常に貴重な経験になった。この経験を生かしていきたい。
- ・大変、勉強になった。全国の職業訓練のために何かできることがあれば協力したい。
- ・当初、自分なりのイメージがあったが、基準に関する資料やアンケート調査の結果を見て勉強になった。
- ・委員同士でいろいろな意見交換ができた。改めて基準について理解を深めた。
- ・各都道府県の先生方の意見を聞くことができ参考になった。ヒアリングで実際の現場を見て知ることができた。